東京都北区電力の供給を受ける契約に係る環境配慮方針

24 北環環第 2847 号
平成 25 年 1 月 17 日

（目的）
第１条　この方針は、東京都北区（以下「区」という。）における電力供給契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力の供給を受けるために必要な事項を定める。

（定義）
第２条　この方針において「環境に配慮した電力供給契約」とは、区が行う電力の供給を受ける契約の競争入札に係る参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境への配慮の状況について、環境配慮項目を評価した上で実施する電力の供給契約をいう。

（適用範囲）
第３条　この方針は、区が行う電力供給契約に係る競争入札の全てに適用する。

（環境配慮項目）
第４条　この方針における環境配慮項目は、次に掲げるものとする。
（１）二酸化炭素排出係数
（２）未利用エネルギー活用状況
（３）再生可能エネルギー導入状況

（入札参加資格の要件）
第５条　区が行う環境に配慮した電力供給契約に係る入札参加資格は、次に掲げる要件を満たす者とする。
（１）前条に定める環境配慮項目について、別表１「東京都北区電力供給契約に係る環境配慮項目評価基準」（以下「評価基準」という。）に示す配点により算定した評価点の合計が７０点以上であること。
（２）電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の開示につき、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和８年４月９日改定）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定及び開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

（評価）
第６条　入札に参加を希望する小売電気事業者は、前条の要件について、評価基準により評価点を算出の上、様式１「東京都北区電力供給契約に関する環境配慮報告書」（以下「報告書」という。）に記載し、入札毎に定める期限までに区長に提出するものとする。
２　入札事務を担当する者は、前条に定める入札参加資格の有無について、疑義が生じた場合には、環境部環境政策課長に協議することができる。

（委任）
第７条　この方針に定めるものの他、競争入札による電力供給契約に係る環境配慮等について

必要な事項は、環境部環境政策課長が別に定める。

付　則（平成２５年１月１７日区長決裁２４北環環第2847号）

この方針は、平成２５年１月１７日から施行する。

付　則（平成２７年１月１６日区長決裁２６北環環第2615号）

この方針は、平成２７年１月１６日から施行する。

付　則（平成２８年１月１５日区長決裁２７北環環第2507号）

この方針は、平成２８年１月１５日から施行する。

付　則（平成２９年１１月２０日区長決裁２９北環環第2398号）

この方針は、平成２９年１２月１日から施行する。

付　則（平成３０年１２月１１日区長決裁３０北環環第2604号）

この方針は、平成３０年１２月１１日から施行する。

付　則（令和元年１１月２０日区長決裁３１北環環第2701号）

この方針は、令和元年１１月２０日から施行する。

付　則（令和２年１１月１７日区長決裁２北環環第2662号）

この方針は、令和２年１１月１７日から施行する。

付　則（令和３年１１月１２日区長決裁３北環環第2554号）

この方針は、令和３年１１月１２日から施行する。

付　則（令和４年１１月２５日区長決裁４北環環第2730号）

この方針は、令和４年１１月２５日から施行する。

付　則（令和５年１０月２０日区長決裁５北環環第2461号）

この方針は、令和５年１０月２０日から施行する。

付　則（令和６年１１月１９日区長決裁６北環環第2793号）

この方針は、令和６年１１月１９日から施行する。

付　則（令和７年１１月１２日区長決裁７北環環第2972号）

この方針は、令和７年１１月１２日から施行する。

付　則（令和８年１０月２８日区長決裁８北環環第2913号）

この方針は、令和８年１０月２８日から施行する。

別表１（第５条関係）

東京都北区電力供給契約に係る環境配慮項目評価基準

※表内の環境配慮項目、区分及び評価点の文言と数値は環境省「電力供給契約（裾切り方式）における競争参加資格に係る地域ごとの配点例」のうち、東京電力パワーグリッド管内の配点例における、①、②及び③と同じとし、文言と数値の変更があった場合は北区においても変更する場合がある。

環境配慮項目	区　分	評価点
①令和６年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数※1 （単位：kg-CO_2/kWh）	0.000以上　0.375未満	７０
	0.375以上　0.400未満	６５
	0.400以上　0.425未満	６０
	0.425以上　0.450未満	５５
	0.450以上　0.475未満	５０
	0.475以上　0.500未満	４５
	0.500以上　0.520未満	４０
	0.520以上	０
②令和６年度の未利用エネルギー活用状況※2	0.675%以上	１０
	0%超　0.675%未満	５
	活用していない	０
③令和６年度の再生可能エネルギー導入状況※3	15.00%以上	２０
	8.00%以上　15.00%未満	１５
	3.00%以上　8.00%未満	１０
	0%超　3.00%未満	５
	活用していない	０

※１　令和６年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、令和６年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号。以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）

１　新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。

２　温対法に基づき令和６年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和６年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

※２　令和６年度の未利用エネルギー活用状況は以下の算定式のとおりとする。

（算定方式）

令和６年度の未利用エネルギーの活用状況（%）＝①／②×１００

① 令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）

② 令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）

１　未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による

燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

2　未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成２３年法律第１０８号。以下「再エネ特措法」という。）第２条第３項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

3　令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

4　令和６年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3　化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和６年度の供給電力量に占める令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

（算定方式）

令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況（％）＝①／②×１００

②　令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）

③　令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）

1　令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）＝①+②+③+④+⑤
ただし、①から⑤までは令和６年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））

②グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

③Jークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

2　再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）（以下「再エネ特措法施行規則」という。）において規定されている交付金の

対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

年　　月　　日

東　京　都　北　区　長　殿

所 在 地
名　　称
代表者名

東京都北区電力供給契約に関する環境配慮報告書

東京都北区が行う電力供給契約の競争入札に参加したいので、「東京都北区電力供給契約に係る環境配慮項目評価基準」により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1　環境配慮項目の数値及び評価点

環境配慮項目	数値	評価点
①令和６年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 （単位：kg-CO_2/kWh）		
②令和６年度の未利用エネルギー活用状況 （単位：％）		
③令和６年度の再生可能エネルギー導入状況 （単位：％）		
合　　計		

2　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ　　②パンフレット　　③チラシ ④その他（　　）	

注１）１の数値欄及び評価点欄には、「東京都北区電力供給契約に係る環境配慮項目評価基準」による算定方法により算定した数値及び評価点を記入すること。また、記入した数値の算定根拠となる書類を添付すること。

注２）２の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和８年４月９日改定）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定及び開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。